

官報

号外

昭和二十六年五月二十八日

○第十回 衆議院會議録 第四十二号

昭和二十六年五月二十七日(日曜日)
議事日程第四十一号

午後一時開議

第一 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 外國保險事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 自転車競技法を廃止する法律案(河田賢治君外二十五名提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

日程第二 租税特別措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 外國保險事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後三時五分開議

○議長(林謙治君) これより会議を開きます。

第一 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

○議長(林謙治君) 日程第一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事内海安吉君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改める。

第十七条第二項又は第二項の規定による貸付金の戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区別 貸付金の限度

本造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

簡易耐火構造の住宅(外壁をコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造その他の耐火構造とした住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた住宅をいう。以下同じ。)又は耐火構造の住宅(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二條第七号に規定する耐火構造の住宅をいう。以下同じ。)の建設並びにこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額

2 前項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第二項」に、「六十平方メートル」を「六十七平方メートル」に改め、同項を同條第三項とし、同條第四項中「前項」を「同項」に改める。

第二十一条第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は、左のとおりとする。

区別 償還期間

本造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

十八年以内

官報号外、昭和二十六年五月二十八日、衆議院會議録第四十二号、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内
耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、この法律施行前に住宅金融公庫が資金の貸付をし又は貸付の申込を受理したものであるについては、償還期間については、この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一條の規定を適用し、その他の事項については、なお従前の例による。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(中角榮君外九名提出)に関する報告書

〔最終稿の附録に掲載〕

〔内海安吉君登壇〕

○内海安吉君 たいま議題となりました。田中角榮君外九名提出の住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、住宅金融公庫は、昨年五月、住宅金融公庫法に基づきまして、国民大衆に対し健康で文化的な住宅の建設に必要な資金を融通すること

を目的として設立されたのであります。しかるに、最近の経済情勢の変動に伴ひまして、建築資材、住宅の建設費が著しく騰貴いたしましたために、現行の融資条件のままでは、公庫から建設資金を借り受ける国民大衆にとって過重な負担となり、本来の目的を達することが困難な状況と相なりまして、

本法案におきましては、貸付限度を、従来の七割から、木造の場合は八割、簡易耐火構造及び耐火構造の場合には八割五分に引上げ、償還期間に關しは、木造は十五年から十八年に、簡易耐火構造は二十年から二十五年に、耐火構造の場合は三十年から三十五年にそれぞれ延長いたしました。融資を受ける人々の負担の軽減をはかりました。なお融資の対象となる住宅の坪数も、従来の十八坪から若干引上げて二十坪といたしまして、利用者の便宜をはかつた次第であります。なお附則におきまして、貸付率の引上げと貸付対象坪数の拡大とは、本年七月以降において住宅金融公庫で申込みを受けたものに適用し、償還期間の延長のみは、それ以前に受けたものに對してもさかのぼつて適用し得ること

規定されたのであります。

本法案は、五月二十六日、本委員会に付託せられまして、同日提案者より提案理由の説明を聴取し、引続き質疑を行いました。

次に、質疑応答のおもなる点について申し上げます。第一に、本法案は融資を受ける者の負担を軽減する点に於いて、質料の増大に比例して全体の予算を増加しなければ、融資の恩恵に浴する人員はかえつて減少するのではないかとの質問に對しましては、今後預金部資金の借入れ等により公庫資金の拡大に努めたいとの答弁がありました。第二に、貸付率の引上げと貸付対象坪数の拡大は、現在工事中のものに對してもさかのぼつて適用してはどうかとの質問に對しては、過去にさかのぼることは事務的に煩雑であり、かつ新規貸付のわくを狭める結果になるので、一応除外してあるとの答弁がありました。

かくて、同日討論を省略して採決に入り、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林國治君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林國治君) 御異議なしと認め

ます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 外国保険事業者に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林國治君) 日程第一、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第二、保險業法の一部を改正する法律案、日程第三、船主相互保險組合法の一部を改正する法律案、日程第四、外国保險事業者に關する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西村直己君。

第十一條の次に次の四條を加える。

第十二條 資産再評価法第三條に規定する基準日(以下基準日という)において個人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行法第一條の規定により消滅した場合においては、これらの権利を資産再評価法第八條第二項に規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する資産について資産再評価法第八條第二項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けらるべき補償金の額とする。

第十三條 其連日において法人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利については、当該法人は、これらの資産について、基準日に繼續評価額があると否とにかかわらず、又、資産再評価法第六條第一項の規定による再評価を行つたと否とにかかわらず、同法第十三條の二第一項の規定に

改める。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「設ける」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

九六〇

とる再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行う再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。）について法人が同法第十三條の二第一項の規定により行つた再評価の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三條の二第一項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価

償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

第十四條 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件（以下土地等という。）が河川法、土地收用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は命令で指定するその他の法令（以下土地收用法等という。）の規定に基づき收用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされ、再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額（当該收用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額）とする。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の收用

の対価たる金額をいうものとし、收用に際して交付を受ける移転料その他の当該土地等の收用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地收用法等の規定に基づき收用された場合においては、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があると否とにかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行つた土地等と否とにかかわらず、当該收用の日の属する事業年度開始の日現在において再評価を行うことができ

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三條の二第一項の規定による再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。

再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の同條第一項に規定する帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。）については前項の規定により行つた再評価の再評価差額については、第十三條第三項の規定を適用する。

四 前項の規定による再評価を行つた法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

一 当該土地等について資産再評価法第四十條第二項各号の二に該当する事由があり、且つ、当該土地等について同法の規定により再評価を行つた場合において同項の規定により帳簿価額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の

年度の終了の日までの間において土地收用法等の規定に基づき收用を受けた土地等について改正後の租税特別措置法第十五條第一項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、改正後の租税特別措置法第十五條第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲げ）

保険業法の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「保険事業」の下に「発賣、預貯、請負其ノ他ノ契約ニ基テ債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業」を含ム以下同ジ」を加える。

第七百七條中「第三項」を削る。

第三百三十二條第四項中「監査役又ハ三月前ヨリ引継ぎ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員」を六月前ヨリ引継ぎ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員」に改め

第三百三十八條中「五千円以下ノ罰金ニ処スルを三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め。

第三百三十九條第一項中「第二百七十七條第二項若ハ第二百七十八條第一項」を「第二百七十七條第一項」に、「二万円を三万円」に改め、同條第二項中「第二百七十七條第一項若ハ第二百七十八條第一項」を「若ハ第二百七十七條第一項」に改め

第三百四十條及第百四十二條中「五千円」を「三万円」に改め、第百四十四條第一項中「三万円」を「二十万円」に改め、第百四十四條第二項中「三万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「訴ノ提起」を「訴ノ提起、第五十七條第二項ニ於テ適用スル商法第二百六十八條第二項ニ定ムル訴訟参加」に、「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主若

ハ十分ノ一以上ノ社員ノ權利ノ行使」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員ノ權利ノ行使」に改め、第百四十八條中「千円」を「五万円」に改め、第百四十九條及第百五十條を次のように改め、第百四十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者若共ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第百三十八條又ハ第百四十四條ノ一ノ違反行為ヲ為シタルキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ過誤違反行為ヲ防止スル為其ノ業務ニ付相當ノ注意及監督ガ盡サレタルコトノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百五十條 削除

第百五十二條中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十七條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に、「五千円」を「三万円」に改め、同條第九号中「隠匿」を「隠匿若ハ隠匿ニ改め、同條第十三号中「監査費」を削り、「商法第三十二條第一項ノ報復」の下に「第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ適用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を加え、同條第十四号中「第九十一

條」を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行す。

2 この附則（附則第五項を除く）において「新法」とは、この法律による改正後の「保險業法」をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行す。

2 この附則（附則第五項を除く）において「新法」とは、この法律による改正後の「保險業法」をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行す。

2 この附則（附則第五項を除く）において「新法」とは、この法律による改正後の「保險業法」をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行す。

2 この附則（附則第五項を除く）において「新法」とは、この法律による改正後の「保險業法」をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

同法第二十二條（取締役の任期）及び第二十一條第三項（代表取締役の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條（一時取締役の職務を行へべき監査役）及び第二十七條（会社と取締役との間の訴について）の会社代表）の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十五條（監査役の任期）及び第二十八條（監査役のした訴の提起に適用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の適用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において就々替る場合を除く外、それぞれ「新保險業法」又は「旧保險業法」と、同法第三條中「旧法第五十八條」とあるのは、「旧保險業法第四十二條」において適用する旧法第五十八條）と、同法第五條中「発行人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に際しての場合」とあるのは「基金の總額の引受があつた場合」と、同法第十五條中「旧法第二十三十五條第二項」とあるのは「旧保險業法第五十四條」において適用する旧法第二十三十五條第二項）と、同法第十六條中「旧法第二三十七條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十三條第一項（旧保險業法第七十七條において適用する場合を含む。）と、「新法第二十三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改め、

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行す。

2 この附則（附則第五項を除く）において「新法」とは、この法律による改正後の「保險業法」をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の「保險業法」をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條）を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第二項を加える、

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改め、

第百五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、

「或」とあるのは「前項の行為」と、
 同法第二百六十七條中「六月前ヨ
 引統括株式ヲ有スル株主」とあ
 るのは「組合員」と、同法第二百九
 十三條ノ六第一項中「発行済株式
 ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式
 ヲ有スル株主」とあるのは「五分の
 一以上の組合員」と読み替へるも
 のとする。

第六十條第三項中「第四十四條
 第二項において適用する保険業法第
 九十一條を削り、同條第十号中若
 ししくは」を又はに改め、「第二百八
 十二條第二項の下に」若しくはは第二
 百九十三條ノ五第一項を加へ、又
 は第四十四條第二項において適用す
 る保険業法第九十一條を削り、同
 條第十二号中「第三十八條第三項」の
 下に、「第四十條において適用する
 商法第百七十四條第一項を、「第
 二百八十二條第二項の下に」第
 百九十三條ノ五第三項若しくはは第二
 百九十三條ノ六第一項を加へ、「租
 税の關連又は」を「機海及び海類の關
 連若しくは機海又はその」に改め、
 同條第十三号を同條第十四号とし、
 同條第十二号の次に次の「号」を加へ
 る。

十三 第四十四條第一項若しくは
 第四十八條第二項において適用

する商法第二百九十三條ノ五第
 三項の規定に違反して、附則明
 細書に記載すべき事項を記載
 せず、又は不実の記載をしたと
 き。

附 則

1 この法律は、商法の「部」を改正
 する法律（昭和二十五年法律第百
 六十七号）施行の日から施行す
 る。

2 この附則（附則第六項を除く）
 において新法とは、この法律に
 よる改正後の船主相互保険組合法
 をい、「旧法」とは、この法律に
 よる改正前の船主相互保険組合法
 をい、附則第六項において「新
 組合法」とは、この法律による改
 正後の船主相互保険組合法をい
 い、「旧組合法」とは、この法律に
 よる改正前の船主相互保険組合法
 をい。

3 新法は、特別の定がある場合を
 除いては、この法律施行前に生じ
 た事項にも適用する。但し、旧法
 によつて生じた効力を妨げない。

4 新法は、い、種する定款の定及び
 契約の條項は、この法律施行の日
 から、その効力を失う。

5 この法律施行前に、旧法第三十
 條第三項の規定による總會招集の
 請求があつた場合には、その總會

招集については、この法律施行後
 も、なお従前の例による。

6 前項の「部」を改正する法律施行
 法昭和二十六年法律第百九十四
 條の提起等についての担保の
 規定は、船主相互保険組合（以下
 「組合」という。）の理事及び清算人
 に対する訴及び組合の總會の決
 議の取消又は差止及び決議の無効
 確認の訴の提起について供すべき

担保に、同法第九條（設立に關す
 る責任の免除及び追及）の規定
 は、組合の發起人に、同法第十七
 條第一項（總會の決議）及び第十九
 條（決議取消の訴の規定は、組合
 の總會に、同法第二十二條（取締
 役の行為の責任）及び第二十三條
 （取締役に対する訴及び訴の提起
 を請求した株主の責任）の規定
 は、組合の理事、監事及び清算人
 に、同法第二十七條（会社と取締
 役との間の款に於いての会社代
 表）及び第三十五條（附則細書）
 の規定は、組合の理事及び清算人
 に、同法第二十八條（監査役のし
 る訴の提起等）の規定は、組合の
 監事に適用する。この場合におい
 て、商法の「部」を改正する法律施
 行法の適用規定中「新法又は「旧
 法」とあるのは、本項において別
 に読み替へる場合を除く外、それ

それ「新組合法」又は「旧組合法」
 と、同法第十九條中「旧法第二百
 四十八條第一項」とあるのは「旧
 組合法第三十四條において適用す
 る旧法第二百四十八條第一項」と、
 同法第十三條中「旧法第二百六
 十七條第一項又は第二百六十八條
 第一項」とあるのは「旧組合法第
 四十條において適用する旧法第二
 百六十七條第一項、第二百六十八
 條第一項若しくは第二百七十九條
 第一項又は旧組合法第四十八條に
 おいて適用する旧法第二百六十七
 條第一項若しくは第二百六十八條
 第一項」と、同法第二十七條中「旧
 法第二百七十七條」とあるのは「旧
 組合法第三十七條（旧組合法第四
 十八條第二項において適用する場
 合を含む。）」と、同法第三十五條
 中「新法第二百九十三條ノ五」と
 あるのは「新組合法第四十四條第
 一項又は第四十八條第二項におい
 て適用する新法第二百九十三條ノ
 五」と読み替へるものとする。

7 この法律施行前にした行為に対
 する罰則の適用については、なお
 従前の例による。

船主相互保険組合法の一部を改正す
 る法律案（内閣提出、衆議院送付）に
 関する報告書
 （最終号の附録に掲載）

した。よつて同法第八十三條によ
 りここに送付する。

昭和二十六年五月二十三日
 衆議院議長 佐藤 尙武
 衆議院議長林讓治殿

船主相互保険組合法の一部を改正
 する法律案に対する修正案
 船主相互保険組合法の一部を改
 正する法律案の一部を次のように修正
 する。

第十五條第七項の改正規定中「
 第二百四十七條、第二百四十八條、
 第二百五十條、」を並びに第二百四
 十七條から第二百五十條まで、「に
 改める。

第三十四條の改正規定中「第二
 百四十七條、第二百四十八條、第
 二百五十條、」を第二百四十七條から第
 二百五十條まで、「に改める。

第四十八條第二項の改正規定中
 「第二百四十七條決議取消の訴」を
 「第二百四十七條及び第二百四十九
 條（決議取消の訴等）」に改める。

附則第六項中「同法第十七條第
 一項（總會の決議）及び」を「同法第
 十七條第一項及び第二項（總會の決議）
 並びに」に改める。

船主相互保険組合法の一部を改正す
 る法律案（内閣提出、衆議院送付）に
 関する報告書
 （最終号の附録に掲載）

右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて同法第八十三條によ
 りここに送付する。

昭和二十六年五月二十三日
 衆議院議長 佐藤 尙武
 衆議院議長林讓治殿

船主相互保険組合法の一部を改正
 する法律案に対する修正案
 船主相互保険組合法の一部を改
 正する法律案の一部を次のように修正
 する。

第十五條第七項の改正規定中「
 第二百四十七條、第二百四十八條、
 第二百五十條、」を並びに第二百四
 十七條から第二百五十條まで、「に
 改める。

第三十四條の改正規定中「第二
 百四十七條、第二百四十八條、第
 二百五十條、」を第二百四十七條から第
 二百五十條まで、「に改める。

第四十八條第二項の改正規定中
 「第二百四十七條決議取消の訴」を
 「第二百四十七條及び第二百四十九
 條（決議取消の訴等）」に改める。

附則第六項中「同法第十七條第
 一項（總會の決議）及び」を「同法第
 十七條第一項及び第二項（總會の決議）
 並びに」に改める。

船主相互保険組合法の一部を改正す
 る法律案（内閣提出、衆議院送付）に
 関する報告書
 （最終号の附録に掲載）

右の内閣提出案は本院において可決

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律

外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「保障事業」の下に「売買、雇用、請負その他の契約に基く債務の履行に關し生ずることあるべき債権者の損害を補ふことを債務者に対しし、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。」を加ふる。

第十條第一項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「支店閉鎖命令」を「営業所閉鎖命令」に改める。

第三十三條中「第三百五條ノ九第二項」を「第三百五條ノ九第二項」及び「第三百五條ノ九第二項」を「第三百五條ノ九第二項」に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に処す」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第三十五條第一項に次の但書を加ふる。

但し、法人又は人の代理人、使

用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務につき相當の注意及び監督が盡されたこととの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第六十二條によりここに送付する。

昭和二十六年五月二十三日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義太郎

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
「最終号の附録に掲載」

（西村昌巳君登壇）
○西村昌巳君 たい、本議題となりまして租税特別措置法の一部を改正する

法律案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、一昨年以来の漁業制度の根本的変革に伴い、漁業権等が消滅する場合に交付される補償金、また土地收用法等に基づき土地等の收用の場合におきまして補償金について課税の特例を設け、漁業制度改革及び土地收用等の円滑な実施を目的としたしております。すなわち、漁業権の消滅に伴つて交付される補償金に対する課税につきましては、個人の場合は、補償金額を再評価額として再評価が行われたものとみなし、六〇%の再評価額に課税し、課税所得に対する課税を行わな

いのであります。また法人の場合は、補償金額を再評価を行うことができ

る場合に、従つて再評価額のみを課税し、法人税は課税されないこととしたのであります。次に、土地收用等の場合の補償金に対する課税上の負担軽減の特例につきましても、右と同趣旨の規定を設けたのであります。

この法案は、去る五月十六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、十九日には水産委員会と連合審査を行う等、慎重審議の上、特に漁業権証券の性格、発行條件、償還財源並びにその資金化等について充分な質疑が重ねられました。その

内容につきましては速記録に譲りま

す。次いで昨二十六日質疑を打ち切り討論採決に入りまして、竹村委員は共産党を代表して希望条件付賛成、田中健之進委員は社会党を代表して賛成の旨を述べ、討論せられました。次いで採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

次に保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

保険業法改正の第一点は、現に諸外国において保険会社によつて行われておりますいわゆる保証保険事業を、保険業法上の保険事業として認め、保険会社が物品納入者、被用者または工事請負人等の一般契約上の債務者から保険料を受入れ、物品注文者、使用者または工事発注者等の債権者が契約の履行に關してこうむる損失を補償すること

ができることとしたこととすものであります。改正の第二点は、商法の改正に伴い、準用規定その他につき所要の改正を行ふこととするものであります。

この法案に関する審議の詳細は速記録に譲ります。

次いで、昨二十六日、自由党より修正案が提出されました。その内容は、今国会において商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が成立いたしましたので、これに伴いまして、さ

らに關係條文の整理を行おうとするものであります。

次いで、討論省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて修正議決されました。

次に船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。

この法案に關しましては、昨二十六日、自由党より修正案が提出されました。この修正案もまた、今回の商法の一部改正法律の一部改正に伴い、關係條文の整理を行おうとするものであります。

次いで、討論省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて修正議決されました。

次に、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、商法の改正に伴い、外国保険事業者に関する法律の中で商法の規定を準用している部分について所要の改正を加えるとともに、保険業法におけると同様に、外国保険事業者につきましても、新たにいわゆる保証保険事業を営むことを認めようとするものであります。

本法案につきましては、審議の結果、昨二十六日、討論省略の上採決い

いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林譲治君) 本日日程第二につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕(呼ぶ者あり)

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第三、第四及び第五の三案を一括して採決いたします。日程第三及び第四の委員長の報告は修正でありまして、日程第五の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

○福永健司君 日程第六は延期し、明二十八日定刻より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会せられんことを仰じます。

○議長(林譲治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕(呼ぶ者あり)

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

出席國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

出席府政委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

大蔵政務次官 西川甚五郎君

建設政務次官 渡邊 良夫君

朗読を省略した報告

一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

検疫法

診療エックス線技師法

国有林野法

国有林野整備臨時措置法

高圧ガス取締法

特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律

証券投資信託法

国会議員の歳費、旅費及び手当等に

関する法律の一部を改正する法律

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律

審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律

一、昨二十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、福岡の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるとの件

一、昨二十六日内閣を経由して電波監理委員会委員長富安謙次君から、電波監理委員会設置法第十八條第二項の規定に基き、昭和二十五年年度電波監理委員会年次報告書を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る二十五日議長において承認した

劍木幸弘を昨二十六日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

厚生委員会

理事 亘 四郎君(理事亘四郎君去る二十四日委員辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 前田榮之助君(理事前田榮之助君去る二十五日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十六日佐藤参議院議長から林議長宛、次の内閣提出案は同院において本院の修正に同意しないことを議決し、国会法第八十四條により両院協議会を求めるとの請求書を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日林議長から佐藤参議院議長宛、次の内閣提出案につき本院は参議院の両院協議会請求に應ずることを議決した旨通知した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日協議委員長副議長互選の結果次の通り當選した。

法律案兩院協議会協議委員

議長 石田 博英君

副議長 倉石 忠雄君

一、昨二十六日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、本院は教育公務員特例法の一部を改正する法律案に關する兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨参議院に通知した。

石田 博英君 倉石 忠雄君

佐々木秀世君 福永 健司君

吉武 專市君 橋本 龍伍君

佐藤 重遠君 若林 義孝君

寺本 齊君 岡延右エ門君

一、昨二十六日近藤参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は教育公務員特例法の一部を改正する法律案に關する兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

荒木正三郎君 成瀬 清治君

波多野 鼎君 若木 勝蔵君

梅原 眞隆君 堀越 儀郎君

山本 勇造君 大隈 信幸君

木内キヤウ君 矢嶋 三義君

一、昨二十六日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(田中角蔵君外九名提出)

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案(法務委員長提出)

国土緑化推進に關する決議案(森幸太郎君外九名提出)

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるとの件

一、昨二十六日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

寛政、刑取縮法案

一、昨二十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出)。

第一六七号(参議院送付)

地方行政委員会 付託

寛政、刑取縮法案(参議院提出、参法第三二号)

厚生委員会 付託

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるとの件(内閣提出、承認第六七号)

水産委員会 付託

<p>住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（田中角孫君外九名提出、衆議院第六号） 建設委員会 付託</p> <p>一、去る二十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。</p> <p>テレビジョン放送実施促進に関する決議 権藤三郎君外七名</p> <p>一、昨二十六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。</p> <p>港灣法の一部を改正する法律案 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案</p> <p>一、昨二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。</p> <p>有価証券の処分調整等に関する法律の廃止に関する法律案 道路運送法案 道路運送法施行法案 自動車抵当法案 自動車抵当法施行法案 道路運送車両法案 道路運送車両法施行法案 瀬港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件</p> <p>一、昨二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>診療エックス線技師法案 岡有林野法案 岡有林野整備臨時措置法案</p>	<p>証券投資信託法案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>一、昨二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>高圧ガス取締法案 特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律案 審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案 審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案</p> <p>一、昨二十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>農漁業協同組合再整備法の一部を改正する法律案</p> <p>一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>検疫法案 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案</p> <p>一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。</p> <p>地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件</p> <p>地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所並</p>	<p>びに支署の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件</p> <p>一、昨二十六日参議院において、本院から送付した次の議案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 内閣協議会成案</p>	
--	---	---	--